7. 再受検申込について

再受検申込の対象となる方は、提出書類の一部省略が可能です。省略できる書類は、住民票、卒業証明書、資格証明書、実務経験証明書(B票)等です。

再受検申込できる方はインターネットでの申込手続きが便利です。
www.fcip-shiken.or.jp

再受検申込者は、書面申込とインターネット申込ができます。どちらか一方で申込手続きしてください。

(1)再受検申込の対象

平成15年度以降に２級建築施工管理技術検定へ新規の受検申込実績がある方が、同じ受検種別(建築・躯体・仕上げ)の同じ検定区分(第二次検定のみ)への受検申込の際に提出書類の一部省略が可能となります。

なお、次に挙げる申込実績は対象外となります。

- １級建築施工管理技術検定への申込実績
- 他の種目(土木、電気工事、管工事、造園、電気通信、建設機械)への申込実績
- 過去の受検実績が今回申込を行う受検種別および検定区分と一致しない場合
- 平成15年度において前年度学科合格者の資格で実地試験の申込実績
- 受検申込後に辞退届を提出した場合
- 建設業法施行令の規定に基づき、受検禁止の措置を受けた場合

本来は再受検申込をできない方が、提出書類の一部省略を行った場合、受検資格認定できず申込が無効となりますのでご注意ください。

※令和３年度から制度改正が実施され、試験の構成が

(旧)　　(新)
学科試験・実地試験　→　第一次検定・第二次検定

と変更となりました。

これに伴いまして、令和２年度までの申込実績がある方の再受検申込は次のとおりとなります。

(令和２年度まで)		(令和３年度以降)
実地試験のみ受験申込者	→	第二次検定のみへ再受検申込

(2)再受検申込者の提出書類

受検申請書(A票)	記入例P23 ～ 24を参照して作成してください。 裏面も忘れずに記入してください。
写真	P16,9 (1)「証明写真」を確認し記入例P23 ～ 24を参照のうえA票に証明写真(パスポート用)を貼付してください。 ※提出された証明写真は、受検票及び技術検定合格証明書に印刷されます。
実務経験証明書(B票)	記入は不要です。
振替払込受付証明書	同封の払込用紙で受検手数料を払込み、**振替払込受付証明書(お客さま用)**を貼付欄に全面のりづけしてください。
平成15年度以降の受検票等	今回申込する同一検定・同一種別の受検票等を受検票等貼付欄に、氏名・受検番号・年度がわかるよう全面のりづけしてください。

※前回受検時以降に氏名を変更した方は、上記書類の他に戸籍抄本を提出してください。
(変更届提出済みの場合は必要ありません。)

注1　平成27年度以前の学科試験のみ受験合格者のうち進学によって学科試験合格の有効期限が延長された場合、その延長期間に入って1回目の申込は(前の年に学科免除での受検実績があっても)再受検扱いにはなりません。またその場合、インターネット申込はできません。

注2　**平成15年度以降の「受検票」または「不合格通知」を紛失した場合**
受検申請書裏面の「受検証明書」発行申請書に記入し、発行手数料(切手300円分)を同封して受検申込締切日までに受検申込してください。(インターネット申込の場合は、受検証明書の申請が不要です。)
※「受検証明書」発行申請書と切手300円分はクリップ等でとめてください。

なお、インターネットでの申込手続きの場合には、再受検申込のための添付書類は不要となります(受検年度、受検番号の分かる資料が必要となります)。